

冷凍冷蔵機器の製造業者等向けガイドライン (詳細版)

平成28年9月1日 公表

経済産業省製造産業局
化学物質管理課
オゾン層保護等推進室

目次

- [1. 本ガイドラインの位置づけ](#) 4
- [2. 冷蔵機器及び冷凍機器の製造業者等に対する規制の概要](#) 4
- [3. 冷蔵機器及び冷凍機器の製造業者等の判断の基準となるべき事項（冷凍冷蔵機器判断基準）](#) 5
- [4. 指定製品製造業者の環境影響度の目標値の達成状況等に係る報告等](#) 6
 - [\(1\) 「フロン類使用合理化計画」](#) 14
 - [\(2\) 「前年度の実績報告」](#) 19
 - [\(3\) 「目標年度までの取組状況報告」](#) 29
- [5. その他の関連規定](#) 10
 - [\(1\) 「製造等」](#) 10
 - [\(2\) 「委託」](#) 10
 - [\(3\) 「冷蔵機器及び冷凍機器の製造業者等の講ずべき事項」](#) 11
 - [\(4\) 「冷蔵機器及び冷凍機器の製造業者等の責務」](#) 11
 - [\(5\) 「冷蔵機器及び冷凍機器の製造業者等の判断の基準となるべき事項」](#) 11
 - [\(6\) 「勧告及び命令」](#) 11
 - [\(7\) 「主務大臣によるフロン類等の製造業者等への協力要請」](#) 12
 - [\(8\) 「報告の徴収」](#) 12
 - [\(9\) 「立入検査」](#) 12
 - [\(10\) 「資料の提出の要求」](#) 13
 - [\(11\) 「罰則」](#) 13
- [6. 参考資料](#) 14
 - [\(1\) 冷蔵機器及び冷凍機器の製造業者等の判断の基準となるべき事項を定める件](#) 14
 - [\(2\) その他関連法令（抜粋）](#) 17
 - [①フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律](#) 17
 - [②フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行令](#) 20
 - [③経済産業省関係フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則](#) 21
 - [④GWP告示](#) 23
 - [\(3\) 「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に基づく「指定製品」について（平成27年3月24日）（抜粋）](#) 27

1. 本ガイドラインの位置づけ

冷蔵機器及び冷凍機器の製造業者等向けガイドライン（以下、「本ガイドライン」という。）は、冷蔵機器及び冷凍機器の製造業者等（冷蔵機器及び冷凍機器を自ら製造、②自ら輸入、③製造・輸入を他者に委託する行為（以下「製造等」という。）を業として行う事業者）を対象として、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号。以下「法」という。）及び政省令等の考え方や、冷蔵機器及び冷凍機器の製造業者等向けの対応を中心に解説したものである。

2. 製造業者等に対する規制の概要

- (1) 指定製品の製造業者等は、国全体でのフロン類の使用の合理化（法第 2 条第 6 項）に資するため、国によるフロン類の使用見通し等を踏まえ、フロン類使用製品製造業者等の関係者と連携して、フロン類を使用しない製品や環境影響度の低い冷媒等を用いた製品の開発及び商品化により、自らが製造する冷蔵機器及び冷凍機器の環境影響度の低減に努めることとする。また、オゾン層の破壊をもたらさず、かつ、地球温暖化に深刻な影響を与えないことを達成（いわゆるノンフロン・低GWP化）した製品については、その状態を維持する必要がある。

製造業者等に対しては、国が定める「冷凍機器及び冷蔵機器の製造業者等の判断の基準となるべき事項」（以下、「冷凍冷蔵判断基準」という。）において規定する、①製品の区分毎に定められた目標年までに、使用するフロン類の環境影響度の数値を低減し、②法第 9 1 条の規定に基づき、その達成状況の報告、③法第 1 4 条に基づき冷凍冷蔵判断基準により定められた表示、の義務がかかることとなる。これに反する場合は、法第 1 3 条及び第 1 5 条に基づき、是正等の勧告を受ける場合がある。

- (2) 主務大臣は、指定製品を以下の表に掲げた製造台数以上製造する製造業者等については、法第 91 条に基づき、環境影響度の目標値の達成状況その他製造業者等に課された責務について、目標年度の翌年度に報告を求める。本報告内容については、とりまとめの上、審議会への報告及び公表を行うこととしている。また、「冷凍冷蔵判断基準」に照らして、製造業者等が、フロン類の環境影響度の低減を相当程度行う必要があると認めるときは、①使用フロン類の環境影響度の低減を図るべき旨の勧告、②当該勧告に従わなかった場合には、その旨の公表、③公表後になお措置をとらなかった場合には、審議会の意見を聴き、勧告に係る措置をとるべきことの命令、を実施する。

目標値の達成状況等について、中間年度等における達成状況の中間報告等は求めないが、報告対象となる製造業者等は、自社が製造等をする冷凍機器及び冷蔵機器について、定められた目標年度において環境影響度の目標値が計画的に達成できるよう、任意の方法で自主計画を策定し、自主管理することが望ましい。

また、法第 93 条において、「資料の提出の要求」が定められている。本規定では、主務大臣は、法の目的を達成するため必要があると認めるときは、製造業者等に対して、必要な資料の提出及び説明を求めることができることとなっているため、この観点からも、自主計画の策定及びその管理が望ましい。

なお、いわゆる二元式（CO₂/NH₃ 等）等の冷凍冷蔵機器の場合は、それぞれの GWP 値を冷媒量で加重平均して計算する。このとき、冷凍機と機器との配管長は便宜的に 20m とし、その分の冷媒量を加味した上で加重平均することとする。

表

冷蔵機器及び冷凍機器	コンデンシングユニット等	50台
	中央方式冷凍冷蔵機器	1台

なお、次に説明する製品は、指定製品の目標値・目標年度の設定がされていないものとなる。

・「コンデンシングユニット等」は、蒸発器における冷媒の蒸発温度の下限値が -45°C より低温のものと、圧縮機を駆動する電動機の定格出力が1.5kW以下のものは対象から除かれる。

・「中央方式冷凍冷蔵機器」は、ブライン等の熱媒体を配管により循環させることにより冷却を行う方式（間接冷却式）の冷蔵機器及び冷凍機器であって、蒸発器出口の熱媒体等の温度の下限値が -10°C より低温のもののうち、有効容積が5万 m^3 以上の冷凍冷蔵倉庫の新増築、改築時にその冷凍冷蔵倉庫向けに出荷されるもののみが対象となり、それ以外の機器は対象から除かれる。

- (3) 製造台数が(2)の表1の基準に該当しないときは、主務大臣による取組促進の勧告が行われることは、原則としてないが、環境影響度の目標値の達成や3. に示す「冷蔵機器及び冷凍機器の製造業者等の責務」に応じた製品への表示義務等の遵守に努める必要があるため、これらの事項について事業者の主体的な取組が必要となる。

3. 冷蔵機器及び冷凍機器の製造業者等の判断の基準となるべき事項（冷凍冷蔵器判断基準）

冷蔵機器及び冷凍機器の製造事業者等の判断の基準となるべき事項を定める件（平成 27 年 経済産業省告示第 51 号。以下「冷凍冷蔵判断基準」という。）に規定する内容は以下のとおり。

（具体的な規定は 6. (1) を参照のこと）

「環境影響度の目標値及び目標年度」

対象となる製造業者等は、以下の表の区分ごとに、目標年度以降に国内向けに出荷する製品のフ

ロン類等の環境影響度について、製造業者等ごとに出荷する製品の環境影響度を出荷台数で加重平均した値が、各区分毎に定められた目標値を上回らないようにすることとされている。

区分	環境影響度の目標値	目標年度
コンデンシングユニット等	1500	2025
中央方式冷凍冷蔵機器	100	2019

○加重平均の考え方：ある区分において、目標基準を達成したか否かの考え方は以下のとおりである。

使用されているフロン類の種類	国内向け出荷台数	環境影響度
A	X	Ea
B	Y	Eb
C	Z	Ec

（フロン類の種類及び環境影響度は「フロン類及びフロン類代替物質の種類ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき経済産業大臣が定める係数を定める件」（平成27年経済産業省・環境省告示第54号）（通称：GWP告示）の規定によることとする。）

当該区分における環境影響度の加重平均値（Eav.）

$$Eav. = (XEa + YEb + ZEc) / (X + Y + Z)$$

Eav. を目標値と比較して達成の可否を判断する。

「冷蔵機器及び冷凍機器の製造業者等の責務」

- 1 冷蔵機器及び冷凍機器（指定製品であるものに限る。第二2及び3において同じ。）の製造業者等は、フロン類の製造業者やフロン類使用製品の管理者と連携し、安全性、経済性、健康影響等に配慮しつつ、フロン類を使用しない製品や環境影響度の低い冷媒等を用いた製品の開発及び商品化に努めるものとする。また、オゾン層の破壊をもたらさず、かつ、地球温暖化に深刻な影響をもたらさないこと（ノンフロン・低GWP化）を達成した製品群については、その状態を維持するものとする。さらに、開発した製品の安全性等の関連情報の収集及び提供等に努めるものとする。
- 2 冷蔵機器及び冷凍機器の製造業者等は、製品の設計及び製造等に当たっては、施工事業

者等とも連携し、フロン類の充填量の低減、一層の漏えい防止、回収のしやすさ等に配慮するとともに、これらの情報を開示し、消費者の商品選択の際の参考情報として活用できるように努めるものとする。

- 3 冷蔵機器及び冷凍機器の製造業者等は、施工事業者等とも連携し、冷蔵機器及び冷凍機器の管理者や消費者にもフロン類使用製品に係る使用の合理化や管理の適正化への取組の必要性について容易に理解が可能な表示の充実に努めるものとする。

「表示事項等」

冷蔵機器及び冷凍機器（指定製品であるものに限る。）については、原則として本体、カタログ等のそれぞれに次の事項を表示することが必要となる。

＜本体への表示事項＞

使用するフロン類等の種類、数量及び環境影響度

品名及び形名

製造業者等の氏名又は名称

＜カタログへの表示事項＞

本体への表示事項

目標値及び目標年度

4. 指定製品製造業者の環境影響度の目標値の達成状況等に係る報告等

（1）「目標年度までの取組状況報告」

「冷凍冷蔵判断基準」に定められた目標年度が到来した際には、「目標年度における目標値の達成状況の報告」が必要となる。

目標年度までの中間年度等、目標年に到達しない時点における達成状況等についての報告は、原則求めない。

指定製品製造業者は、目標年度が経過し、主務大臣から目標値の達成状況について報告を行うよう指示があった場合は、当該指示があった日から遅滞なくその達成状況について報告を行うことが必要である。

【様式】

製造等を行う冷蔵機器及び冷凍機器（指定製品であるものに限る）に関する環境影響度の目標値の達成状況等に係る報告（目標年度（20〇〇年度）までの取組状況）

年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所
名 称
代表者氏名 署名又は印

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第 91 条の規定に基づき、平成◆年◆月◆日付けで報告を求められた、20〇〇年度末における製造等を行う冷蔵機器及び冷凍機器に関する環境影響度の目標値の達成状況等を報告します。

備考

1. 本件はフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 14 号）第 91 条（報告の徴収）に基づく報告の様式です。記入にあたっては、参考資料（冷蔵機器及び冷凍機器の製造業者等に関する判断基準（平成 27 年経済産業省告示第 50 号））を十分参照して、正確にご記入下さい。
2. 同条に基づく報告徴収に関する報告をしない者、若しくは虚偽の報告をした者には、同法第 107 条第 2 号の規定により 20 万円以下の罰金に処せられます。

製造事業者等	
製造事業者等の 氏名又は名称	
代表者名	
住所	(〒 -)
記入担当者	
記入日	平成 年 月 日
担当者名	
担当部署名	
住所	(〒 -)
電話番号	
FAX番号	
E-mailアドレス	

調査 1 : 2025 年度末における製造等を行う冷蔵機器及び冷凍機器に関する環境影響度の目標値の達成状況等について

貴社が製造等を行う冷蔵機器及び冷凍機器の種類毎の目標年度における、冷蔵機器及び冷凍機器に関する環境影響度の目標値の達成状況について、その内容を下記空欄にご記入下さい。

指定製品の品目名 (平成27年経済産業省令第29号第3条表1の中 欄に掲げる品目)	
当該指定製品の品目における加重した環境影響度	

(参考)

当該品目に使用されるフロン類の種類	環境影響度(GWP)の合計(単位:万 CO ₂ -t)
合計	

(注)

製造する指定製品の目標年度末における環境影響度の達成数値を指定製品の品目（経済産業省関係フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則（平成27年経済産業省令第27号）第3号に定められたもの）毎に記載して下さい。

環境影響度の達成数値の計算過程、根拠データについては、その詳細についてヒアリング、あるいは審議会の場において委員への開示及び説明を求めることがあります。

（「使用フロン類の種類」は、「フロン類及びフロン類代替物質の種類ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき経済産業大臣が定める係数を定める件（平成27年経済産業省告示第54号）」（通称：GWP告示）の規定に準じ記載すること。混合物の場合は、その構成成分毎に分離して記載すること。GWP告示に記載のないものについては、物質名（化学名、通称等）、別名（例えばR-〇〇等）いずれでも差し支えない。）

調査 2：表示事項義務等に関する取組事項の状況について

「冷蔵機器及び冷凍機器の製造業者等の判断の基準となるべき事項を定める件」第 2 及び第 3 に規定した、フロン類の使用の合理化のための取組や指定製品毎の表示に関する事項について、進捗状況や成果について具体的に記載して下さい。

＜具体的な取組内容＞

【解説】

調査 1 及び調査 2 については、記載する内容や記載項目の考え方は、(2) で記載したとおり。

なお、本様式に記載された内容は、原則として公表対象となる。

5. その他の関連規定

指定製品を含むフロン類使用製品の製造事業者等に関連する法及び政省令等についての規定内容等は以下のとおり。

(1) 「製造等」

[法第2条第7項第1号から第3号](#)において、「製造等」とは、以下の3区分と定義されている。

- ①フロン類若しくはフロン類代替物質又はフロン類使用製品を製造する行為（他の者（外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第6条に規定する非居住者を除く。以下この項において同じ。）の委託を受けて行うものを除く。）
- ②フロン類若しくはフロン類代替物質又はフロン類使用製品を輸入する行為（他の者の委託を受けて行うものを除く。）
- ③前2号に掲げる行為を他の者に対し委託をする行為

(2) 「委託」

[法第2条第7項第3号](#)に規定される、「委託」の考え方については、製造業者等と購入者間の取引が、「委託製造」、「委託行為を伴わない商品購入」のいずれかであるかは、一義的には当事者の協議により判断する。ただし、当事者間の協議により結論を得ることが困難である場合には、以下を目安として、判断することが望ましい。

- ◆一般に「委託」とは、本来自らが行うべき行為を他人に依頼して代わりにしてもらうことを指し、特に「製造委託」に関しては「自社の仕様によって資材及び製品を、外注先へ製造依頼又は加工依頼する活動（JIS Z8141-7202）」を指すことと解されている。委託をされる側（受託者）が実施する行為は、委託をする側（委託者）が本来行うべき行為の代替となることから、受託者による受託業務の実施に関して、委託者が一定以上の関与をすることが出来るような契約を締結していることが通例であると考えられる。
- ◆このため、法における製造委託の解釈に際して、当事者間の協議により結論を得ることが困難である場合には、製造者と購入者の間で締結される契約において、委託契約に特徴的な下記の事項に係る特別な規定が複数（3つ以上）ある場合を委託契約と判断することを目安とする。
 - ①製品の製造、加工、荷造、在庫、輸送などに関する指示に従って製造を行うべき定めに関する事項（業務指示）
 - ②製品の製造、加工、荷造、輸送等に関する事項（技術指導）
 - ③原材料（又は荷造材料）の供給に関する事項

- ④機械、機具、治具、工具等の貸与若しくはそれらの維持管理責任に関する事項
- ⑤原料、半製品、製品等に関する所有権に係る事項
- ⑥引渡完了前の棚卸資産に生じた滅私、破損等損害の負担に関する事項（危険負担）
- ⑦委託製造に係る製品又は競合品の第三者への販売の禁止に関する事項
- ⑧製品製造に係る知財権の許諾に関する取り決めに関する事項

（3）「指定製品の製造業者等の責務」

[法第4条第2項](#)において、フロン使用製品のうち指定製品の製造業者等の責務が規定されており、具体的には、[法第3条第1項](#)に基づき定められる「指針（フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する指針（平成26年経済産業省・国土交通省・環境省告示第87号））」に従い、指定製品の製造業者等は、フロン類代替物質の開発等の必要な措置を講じるよう努めることと併せて、国及び地方公共団体がフロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化（[法第2条第9項](#)）のために講ずる施策に協力しなければならないとされている。

（4）「指定製品の製造業者等の判断の基準となるべき事項」

[法第12条第1項](#)において、主務大臣は、フロン類の使用の合理化を推進するため、指定製品毎に、製品に使用するフロン類の環境影響度の低減についての判断基準を定め、これを公表することとしている。

この判断基準については、（3）で示した「指針」に即して、使用されるフロン類の環境影響度が最も小さいものの状況や環境影響度低減のための技術開発の見通しその他の事情を勘案して定めることとしており、事情の変動に応じて必要な改定をするものとしている（[法第12条第2項](#)）。また、環境大臣及び経済産業大臣は、フロン類の排出の抑制のため特に必要があると認めるときは、判断基準に関し、主務大臣に対して、意見を述べることもある（[法第12条第4項](#)）。

（5）「勧告及び命令」

[法第13条第1項](#)において、主務大臣は、生産量又は輸入量が主務省令（経済産業省関係フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則（平成27年経済産業省令第29号）[第2条](#)）で定める要件に該当する指定製品の製造業者等が、製造等を行う指定製品について、使用フロン類の環境影響度の低減を相当程度行う必要があるときは、当該指定製品であるエアコンディショナーの製造業者等に対して、目標を示して、当該指定製品の使用フロン類の環境影響度の低減を図るよう勧告することがある。

また、[法第15条第1項](#)に基づき、主務大臣は、指定製品である冷蔵機器及び冷凍機器の製造業者等に対して、（5）に基づく表示をしていないと認めるときは、指定された表示を行

うよう勧告することがある。

さらに、主務大臣は、[法第15条第2項](#)により、勧告を行った製造業者等がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができることとなっている。

その上で、勧告に従わない場合の公表の後、なお、正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかった場合で、フロン類の使用の合理化を著しく害すると認めるときは、審議会であって政令で定めるもの（[令第2条](#)）（産業構造審議会）の意見を聴いて、当該製造業者等に対し、勧告した措置をとるよう命ずることがある（[法第15条第2項](#)）。

（6）「表示事項」

主務大臣は、[法第14条第1項](#)において、指定製品の製造業者等がその製造する冷蔵機器及び冷凍機器に使用するフロン類の環境影響度の表示方法その他遵守事項について定めて公表する。

（7）「主務大臣による指定製品等の製造業者等への協力要請」

[法第90条](#)において、主務大臣は、指定製品、特定製品の製造業者等に対して、国の責務にのっとり講じる措置並びに「教育及び学習の振興等（[法第97条](#)）」、「研究開発の推進等（[法第98条](#)）」の規定により講じる措置に関し、フロン類に係る技術的知識の提供、特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する啓発及び知識の普及その他フロン類の使用の合理化並びに特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化を推進するために必要な協力を求めるように努めることとしている。

（8）「報告の徴収」

[法第91条](#)において、主務大臣は、法の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより（[施行令第5条第1項、第2項](#)）、指定製品の製造業者等に対して、フロン類の製造等の業務の状況に関し報告を求めることがある。

（9）「立入検査」

[法第92条第1項](#)において、主務大臣は、法の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより（[施行令第6条第1項](#)）、その職員に、指定製品の製造業者等の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は試験のため必要な最小限度の分量に限り資料を無償で収去させることがある。

この立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

また、この立入検査及び収去の権限は、犯罪捜査のために認められたものではない（[法第92条第2項、第3項](#)）。

(10) 「資料の提出の要求」

[法第 93 条](#)において、主務大臣は、この法の目的を達成するため必要があるときは、指定製品製造業者等に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることがある。

(11) 「罰則」

[法第 104 条](#)において、(6) 「勧告及び命令」で述べた、主務大臣が、産業構造審議会の意見を聴いて、指定製品の製造業者等に対して行った勧告に係る措置命令を行った際に、当該措置命令に違反した者は、50 万円以下の罰金に処せられる。

[法第 107 条](#)第 2 号及び第 3 号において、(8) 「報告の徴収」で述べた報告をしなかった者、又は虚偽の報告をした者、(9) 「立入検査」で述べた検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者は、20 万円以下の罰金に処せられる。

また、法人の代表者、法人等の代理人、従業員等が、その法人又は人の業務に関し、上記の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同様の罰金刑を科する ([法第 108 条](#))。

6. 参考資料

(1) 冷蔵機器及び冷凍機器の製造業者等の判断の基準となるべき事項を定める件

○経済産業省告示第 51 号

冷蔵機器及び冷凍機器の製造業者等の判断の基準となるべき事項

第一 環境影響度の目標値及び目標年度

1 コンデンシングユニット等

経済産業省関係フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則（平成 27 年経済産業省令第 29 号。以下「規則」という。）第 3 条に規定するコンデンシングユニット等（以下単に「コンデンシングユニット等」という。）の製造業者等（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 2 条第 7 項に規定する者をいう。以下同じ。）は、次の表の左欄に掲げる区分ごとに、目標年度（次の表の右欄に掲げる年の 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までをいう。）以降の各年度において国内向けに出荷する製品に使用されたフロン類及びフロン類代替物質（以下「フロン類等」という。）の環境影響度（地球温暖化への影響の程度であって、フロン類等の種類ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき経済産業大臣が定める係数（平成 27 年経済産業省告示第 54 号）で表されたものをいう。以下同じ。）の低減について、環境影響度を製造業者等ごとの出荷台数で加重平均した値が、次の表の中欄に掲げる値を上回らないようにすること。ただし、試験研究のためのものであって、特殊な構造を有するものは、この限りではない。

区分	環境影響度の目標値	目標年度
コンデンシングユニット等	1500	2025

2 中央方式冷凍冷蔵機器

規則第3条に規定する中央方式冷凍冷蔵機器（以下単に「中央方式冷凍冷蔵機器」という。）の製造業者等は、次の表の左欄に掲げる区分ごとに、目標年度（次の表の右欄に掲げる年の4月1日から翌年3月31日までをいう。）以降の各年度において国内向けに出荷する製品のフロン類等の環境影響度の低減について、環境影響度を製造業者等ごとの出荷台数で加重平均した値が、次の表の中欄に掲げる値を上回らないようにすること。

区分	環境影響度の目標値	目標年度
中央方式冷凍冷蔵機器	100	2019

3 フロン類等の環境影響度の算定に係る特例

上記1において、製造業者等が国内向けに出荷する製品が多元冷凍方式のものである場合にあっては、次の算式により算定した環境影響度（その環境影響度に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）を、当該製品に使用されたフロン類等の環境影響度とする。

算式

$$G = (G1 \times W1 + G2 \times W2) \div (W1 + W2)$$

算式の符号

G 環境影響度

G1 低温側に使用されたフロン類等の環境影響度

G2 高温側に使用されたフロン類等の環境影響度

W1 低温側に使用されたフロン類等の質量

W2 高温側に使用されたフロン類等の質量

ただし、設置場所に応じて冷媒を通ずる配管（附帯設備であるものをいい、冷蔵設備又は冷凍設備に属するものを除く。以下同じ。）の長さを調整して使用する製品の場合においては、配管の長さについては20メートルとし、また、配管の径については当該製品に取り付ける標準的な配管の径を用いて、W1またはW2を算定することとする。

第二 指定製品の製造業者等が取り組むべき事項について

1 冷蔵機器及び冷凍機器（指定製品であるものに限る。第二2及び3において同じ。）の

製造業者等は、フロン類の製造業者やフロン類使用製品の管理者と連携し、安全性、経済性、健康影響等に配慮しつつ、フロン類を使用しない製品や環境影響度の低い冷媒等を用いた製品の開発及び商品化に努めるものとする。また、オゾン層の破壊をもたらさず、かつ、地球温暖化に深刻な影響をもたらさないこと（ノンフロン・低GWP化）を達成した製品群については、その状態を維持するものとする。さらに、開発した製品の安全性等の関連情報の収集及び提供等に努めるものとする。

- 2 冷蔵機器及び冷凍機器の製造業者等は、製品の設計及び製造等に当たっては、施工事業者等とも連携し、フロン類の充填量の低減、一層の漏えい防止、回収のしやすさ等に配慮するとともに、これらの情報を開示し、消費者の商品選択の際の参考情報として活用できるよう努めるものとする。
- 3 冷蔵機器及び冷凍機器の製造業者等は、施工事業者等とも連携し、冷蔵機器及び冷凍機器の管理者や消費者にもフロン類使用製品に係る使用の合理化や管理の適正化への取組の必要性について容易に理解が可能な表示の充実に努めるものとする。

第三 表示事項等

次の表の第1欄に掲げる製品の製造業者等は、同表の第1欄に掲げる製品の区分ごとに、次の事項を表示するものとする。

製品の区分	本体への表示事項	カタログへの表示事項	その他遵守事項
コンデンシングユニット等（ただし、試験研究のためのものであって、特殊な構造を有するものは、この限りではない。）	①使用するフロン類等の種類、数量及び環境影響度（法第87条に基づき当該事項に関して表示を行っている場合を除く。） ②品名及び形名 ③製造業者等の氏名又は名称	・本体への表示事項 ・目標値及び目標年度	・フロン類等の数量は、キログラム単位で表示すること（ただし、当該製品に使用されたフロン類等の数量が1キログラム未満の場合は、グラム単位で表示することができる。）
中央方式冷凍冷蔵機器	①使用するフロン類等の種類、数量及び環境影響度（法第87条に基づき当該事項に関して表示を行っている場合を除く。） ②品名及び形名 ③製造業者等の氏名又は名称	・本体への表示事項 ・目標値及び目標年度	・フロン類等の数量は、キログラムで表示すること（ただし、当該製品に使用されたフロン類等の数量が1キログラム未満の場合は、グラム単位で表示することができる。）

(2) その他関連法令（抜粋）

①フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律

◆第2条

1～5 （略）

6 この法律においてフロン類について「使用の合理化」とは、フロン類に代替する物質であってオゾン層の破壊をもたらさず、かつ、地球温暖化に深刻な影響をもたらさないもの（以下「フロン類代替物質」という。）の製造等、フロン類使用製品に使用されるフロン類の量を低減させること等により、フロン類の使用を抑制することをいう。

7 この法律においてフロン類若しくはフロン類代替物質又はフロン類使用製品について「製造等」とは、次に掲げる行為をいい、「製造業者等」とは、製造等を業として行う者をいう。

一 フロン類若しくはフロン類代替物質又はフロン類使用製品を製造する行為（他の者（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条に規定する非居住者を除く。以下この項において同じ。）の委託を受けて行うものを除く。）

二 フロン類若しくはフロン類代替物質又はフロン類使用製品を輸入する行為（他の者の委託を受けて行うものを除く。）

三 前二号に掲げる行為を他の者に対し委託をする行為

8 （略）

9 この法律において特定製品に使用されるフロン類について「管理の適正化」とは、特定製品の使用等に際しての当該フロン類の排出量の把握、充填、回収、再生、破壊その他の行為が適正に行われるようにすることにより、当該フロン類の排出の抑制を図ることをいう。

10～12 （略）

◆第3条

1 主務大臣は、フロン類の使用の抑制及びフロン類の排出の抑制を図ることによりオゾン層の保護及び地球温暖化の防止に資するため、フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する事項について、指針を定めるものとする。

◆第4条

1 （略）

2 指定製品の製造豪奢等は、エアコンディショナーの製造業者等は、前条第一項の指針に従い、フロン類代替物質の開発、指定製品の使用等に際して排出されるフロン類によりもたらされるオゾン層の破壊及び地球温暖化への影響の程度（次条第一項及び次章第二節において、「使用フロン類の環境影響度」という。）の低減その他フロン類の使用の合理化のために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、国及び地方公共団体がフロン類の使用の合理化のために講ずる施策に協力しなければならない。及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化のために講ずる施策に協力しなければならない。

◆第12条

主務大臣は、フロン類の使用の合理化を推進するため、指定製品について、指定製品ごとに、使用フロン類の環境影響度の低減に関し指定製品の製造業者等の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

- 2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、第三条第一項の指針に即し、かつ、当該指定製品のうち使用フロン類の環境影響度が最も小さいものの当該使用フロン類の環境影響度、当該指定製品の使用フロン類の環境影響度の低減に関する技術開発の将来の見通しその他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。
- 3 主務大臣は、第一項に規定する判断の基準となるべき事項を定め、又は改廃しようとするときは、環境大臣及び経済産業大臣の意見を聴かなければならない。
- 4 環境大臣及び経済産業大臣は、フロン類の排出の抑制のために特に必要があると認めるときは、前項の基準の変更に關し主務大臣に意見を述べることができる。

◆第13条

主務大臣は、指定製品の製造業者等（その製造等に係る指定製品の生産量又は輸入量が主務省令で定める要件に該当するものに限る。以下この条において同じ。）が製造等を行う指定製品について、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして使用フロン類の環境影響度の低減を相当程度行う必要があると認めるときは、当該指定製品の製造業者等に対し、その目標を示して、当該指定製品について使用フロン類の環境影響度の低減を図るべき旨の勧告をすることができる。

- 2 第十一条第二項及び第三項の規定は、前項に規定する勧告について準用する。この場合において、これらの規定中「フロン類の製造業者等」とあるのは、「指定製品の製造業者等」と読み替えるものとする。

◆第14条

主務大臣は、フロン類の使用の合理化を推進するため、指定製品について、指定製品ごとに、次に掲げる事項を定め、これを告示するものとする。

- 一 指定製品の使用フロン類の環境影響度に関し指定製品の製造業者等が表示すべき事項
 - 二 前号に掲げる事項の表示の方法その他使用フロン類の環境影響度の表示に際して指定製品の製造業者等が遵守すべき事項
- （表示に関する勧告及び命令）

◆第15条

主務大臣は、指定製品の製造業者等がその製造等を行う指定製品について前条の規定により告示されたところに従って使用フロン類の環境影響度に関する表示をしていないと認めるときは、当該指定製品の製造業者等に対し、当該指定製品について同条の規定により告示されたところに従って使用フロン類の環境影響度に関する表示をすべき旨の勧告をすることができる。

- 2 第十一条第二項及び第三項の規定は、前項に規定する勧告について準用する。この場合において、これらの

規定中「フロン類の製造業者等」とあるのは、「指定製品の製造業者等」と読み替えるものとする。

◆第90条

主務大臣は、フロン類、指定製品又は特定製品の製造業者等に対し、第四条に規定する責務にのっとり、国が第七条に規定する責務にのっとり講ずる措置並びに第九十七条及び第九十八条の規定により講ずる措置に関し、フロン類、指定製品及び特定製品に係る技術的知識の提供、特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する啓発及び知識の普及その他フロン類の使用の合理化並びに特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化を推進するために必要な協力を求めるように努めるものとする。

◆第91条

主務大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、フロン類若しくは指定製品の製造業者等、第一種特定製品の管理者、第一種特定製品整備者、情報処理センター、第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロン類引渡受託者、第一種フロン類充填回収業者（その委託を受けてフロン類の運搬を行う者を含む。次条第一項及び第九十三条において同じ。）、第一種フロン類再生業者（その委託を受けてフロン類の運搬を行う者を含む。同項及び同条において同じ。）又はフロン類破壊業者に対し、フロン類若しくは指定製品の製造等の業務の状況又は特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化の実施の状況等に関し報告を求めることができる。

◆第92条

- 1 主務大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、その職員に、フロン類若しくは指定製品の製造業者等、第一種特定製品の管理者、第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロン類引渡受託者、第一種フロン類充填回収業者、第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者の事務所若しくは事業所、第一種特定製品を設置する場所又はフロン類の充填、回収若しくは再生の業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は試験のため必要な最小限度の分量に限り試料を無償で収去させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査及び収去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

◆第93条

主務大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係都道府県知事又はフロン類若しくは指定製品の製造業者等、第一種特定製品の管理者、第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロン類引渡受託者、第一種フロン類充填回収業者、第一種フロン類再生業者、フロン類破

壊業者、特定解体工事元請業者若しくは第二種特定製品が搭載されている自動車の整備を行う者に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

◆第 97 条

- 1 国は、フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化を推進してフロン類の
大気中への排出を抑制するためには、事業者及び国民の理解と協力を得ることが欠くことのできないもので
あることに鑑み、フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化の推進に関す
る教育及び学習の振興並びに広報活動の充実のために必要な措置を講ずるものとする。
- 2 国は、事業者、国民又はこれらの者の組織する団体が自発的に行うフロン類の使用の合理化及び特定製品
に使用されるフロン類の管理の適正化に資する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

◆第 98 条

国は、フロン類代替物質の研究開発その他のフロン類の使用の合理化に関する技術の研究開発、特定製品
に使用されるフロン類の管理の適正化に関する技術の研究開発その他フロン類に係る環境の保全上の支障の
防止に関する研究開発の推進及びその成果の普及のために必要な措置を講ずるものとする。

◆第 104 条

第十一条第三項（第十三条第二項及び第十五条第二項において準用する場合を含む。）、第十八条第三項、
第四十九条第七項、第六十二条第五項又は第七十三条第四項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下
の罰金に処する。

◆第 107 条

- 一 （略）
- 二 第四十七条第三項、第六十条第三項、第七十一条第三項又は第九十一条（情報処理センターに係る部分を
除く。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第九十二条第一項の規定による検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者

◆第 108 条

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第百
三条（第十二号を除く。）、第百四条、第百五条又は前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、
その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

②フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行令

◆第 2 条

法第十一条第三項の審議会等で政令で定めるものは、産業構造審議会とする。

◆第5条

- 1 主務大臣は、法第九十一条の規定により、法第十条の規定による措置に関し必要があると認めるときは、冷蔵機器及び冷凍機器の製造業者等に対し、フロン類代替物質の製造等その他のフロン類の使用の状況に関し報告を求めることができる。
 - 2 主務大臣は、法第九十一条の規定により、法第十一条の規定による措置に関し必要があると認めるときは、同条第一項の冷蔵機器及び冷凍機器の製造業者等に対し、フロン類代替物質の製造等その他のフロン類の使用の状況に関し報告を求めることができる。
- 3～18 (略)

◆第6条

- 1 主務大臣は、法第九十二条第一項の規定により、その職員に、冷蔵機器及び冷凍機器の製造業者等の事務所又は事業所に立ち入り、その製造等に係るフロン類、当該フロン類の製造等に係る施設及びその関連施設並びに関係帳簿書類を検査させ、又は試験のため必要最小限度の分量に限り試料を無償で収去させることができる。
- 2～10 (略)

③経済産業省関係フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則

◆第3条

法第十三条第一項の主務省令で定める要件は、年度の生産量又は輸入量(製造し、及び輸入する製造業者等にあっては、これらを合計した量。国内向け出荷に係るものに限る。)が次の表一の上欄に掲げる指定製品の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる数量以上であることとする。

表一

エアコンディショナー	家庭用エアコンディショナー(令第一条第一号に掲げるエアコンディショナーをいう。)	八千台
	店舗・事務所用エアコンディショナー(第一種特定製品のうち、建築物において、店舗、事務所等の用途に供する部分における空気調和を主たる目的とするエアコンディショナーであって、表二に掲げるもの以外のものをいう。)	六百台
	自動車用エアコンディショナー(第二種特定製品のうち、乗車定員十一人以上の乗用自動車、貨物の運送の用に供する自動車及び特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成十七年法律第五十一号)第二条第一項第二号に規定する特定特殊自動車に搭載されたもの以外のものをいう。)	四千台

冷蔵機器及び冷凍機器	コンデンシングユニット等(第一種特定製品のうち、コンデンシングユニット及び定置式冷凍冷蔵ユニットであって、蒸発器における冷媒の蒸発温度の下限値が摂氏マイナス四十五度未満のもの又は圧縮機を駆動する電動機の定格出力が一・五キロワット以下のもの以外のものをいう。)	五十台
	中央方式冷凍冷蔵機器(第一種特定製品のうち、冷凍機によりブライン、空気、水その他の熱媒体(以下「熱媒体等」という。)を冷却し、当該熱媒体等を配管の中で循環させることにより対象物の冷却を行う方式の冷蔵機器及び冷凍機器であって、蒸発器の出口における熱媒体等の温度の下限値が摂氏マイナス十度未満のものうち、有効容積が五万立方メートル以上の冷凍冷蔵倉庫の新築、改築又は増築に伴って当該冷凍冷蔵倉庫向けに出荷されるものをいう。)	一台
硬質ポリウレタンフォーム用原液	硬質ポリウレタンフォーム用原液	十五トン
専ら噴射剤のみを充填した噴霧器	専ら噴射剤のみを充填した噴霧器	五千本

表二

- 一 室内ユニットが床置き形であるもの
- 二 電気以外のエネルギーを暖房の熱源とする構造のもの
- 三 機械器具の性能維持又は飲食物の衛生管理若しくは農作物の育成等のための空気調和を目的とする温度制御機能又は除じん性能を有する構造のもの
- 四 スポットエアコンディショナー
- 五 冷房のための熱を蓄える専用の蓄熱槽(暖房用を兼ねるものを含む。)を有する構造のもの
- 六 分離型であって一の室外機に二以上の室内機を接続して用いる構造のものうち、室内機ごとに空気の温度又は湿度を調整することができるもの
- 七 室内ユニット及び室外ユニットが一体的に、かつ、窓又は壁を貫通して設置されるもの
- 八 一日の冷凍能力(高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第五条第三項の規定に基づき算定されたものをいう。)が三トン以上のもの
- 九 専ら湿度の管理を行うことを目的とするもの(空気清浄機能を有するものを含む。)
- 十 内燃機関により圧縮機を駆動する構造のもの

十一 中央方式エアコンディショナー(冷凍機により熱媒体等を冷却し、当該熱媒体等を配管の中で循環させることにより空気調和を行う方式のものであって、蒸発器の出口における熱媒体等の温度の下限値が摂氏マイナス十度以上のもの。)

十二 前各号に定めるもののほか、ちゅう房、粉じんが発生する場所等に設置するもの、エレベーターのかごの冷却、石油化学工業等における製品の製造過程における冷却等の用途に用いられるもので、特に当該用途のみに用いられるものとして製造されたもの

④フロン類及びフロン類代替物質の種類ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき経済産業大臣が定める係数を定める件（通称：GWP告示）

フロン類及びフロン類代替物質（以下「フロン類等」という。）の種類は、次の表の中欄に掲げるとおりとし、フロン類等の種類ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき経済産業大臣が定める係数（以下「告示係数」という。）は、同表の中欄に掲げるフロン類等の種類ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

ただし、同表の中欄に掲げる物質の二以上の種類のものを混和したもの及び同表の中欄に掲げる物質を他の物質と混和したもの（以下「混合物」という。）の告示係数は、混合物のうち国際標準化機構の規格五一四九／一に定めのあるものについては、同規格に基づく値とし、それ以外のものについては、当該混合物中の物質の混和の質量の割合に、当該物質に係る同表の右欄に掲げる係数を乗じて得られる値を算定し、当該物質ごとに算定した値を合計して得た値（一未満の端数があるときは、その端数を四捨五入して得た値）とする。

1	ジクロロフルオロメタン（別名HCFC-21）	151
2	クロロジフルオロメタン（別名HCFC-22）	1810
3	ジクロロトリフルオロエタン（別名HCFC-123）	77
4	クロロテトラフルオロエタン（別名HCFC-124）	609
5	ジクロロジフルオロエタン（別名HCFC-132）	338
6	1・1-ジクロロ-1-フルオロエタン（別名HCFC-141b）	725
7	1-クロロ-1・1-ジフルオロエタン（別名HCFC-142b）	2310

8	3・3-ジクロロ-1・1・1・2・2-ペンタフルオロプロパン (別名HCFC-225ca)	122
9	1・3-ジクロロ-1・1・2・2・3-ペンタフルオロプロパン (別名HCFC-225cb)	595
10	トリフルオロメタン (別名HFC-23)	14800
11	ジフルオロメタン (別名HFC-32)	675
12	フルオロメタン (別名HFC-41)	92
13	1・1・1・2・2-ペンタフルオロエタン (別名HFC-125)	3500
14	1・1・2・2-テトラフルオロエタン (別名HFC-134)	1100
15	1・1・1・2-テトラフルオロエタン (別名HFC-134a)	1430
16	1・1・2-トリフルオロエタン (別名HFC-143)	353
17	1・1・1-トリフルオロエタン (別名HFC-143a)	4470
18	1・2-ジフルオロエタン (別名HFC-152)	53
19	1・1-ジフルオロエタン (別名HFC-152a)	124
20	フルオロエタン (別名HFC-161)	12
21	1・1・1・2・3・3・3-ヘプタフルオロプロパン (別名HFC-227ea)	3220
22	1・1・1・3・3・3-ヘキサフルオロプロパン (別名HFC-236fa)	9810
23	1・1・1・2・3・3-ヘキサフルオロプロパン (別名HFC-236ea)	1370
24	1・1・1・2・2・3-ヘキサフルオロプロパン (別名HFC-236ca)	1340

	FC-236cb)	
25	1・1・2・2・3-ペンタフルオロプロパン (別名HFC-245ca)	693
26	1・1・1・3・3-ペンタフルオロプロパン (別名HFC-245fa)	1030
27	1・1・1・3・3-ペンタフルオロブタン (別名HFC-365mfc)	794
28	1・1・1・2・3・4・4・5・5・5-デカフルオロペンタン (別名HFC-43-10mee)	1640
29	トランス-1-クロロ-3・3・3-トリフルオロプロペン (別名 (E)-HFO-1233zd)	1
30	2・3・3・3-テトラフルオロ-1-プロペン (別名HFO-1234yf)	1
31	トランス-1・3・3・3-テトラフルオロプロペン (別名 (E)-HFO-1234ze)	1
32	シス-1・1・1・4・4・4-ヘキサフルオロ-2-ブテン (別名 (Z)-HFO-1336)	2
33	二酸化炭素	1
34	ジメチルエーテル	1
35	プロパン	3.3
36	ブタン	4
37	イソブタン	20
38	アンモニア	1
39	シクロペンタン	0.1

(3) 「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に基づく「指定製品」について（平成27年3月24日）（抜粋）

3. 「指定製品」について

「指定製品」については、法第12条第1項に基づき、主務大臣（本資料においては、経済産業大臣。以下同じ。）は、「指定製品の製造業者等の判断の基準となるべき事項」を定めることとなっています。また、法第13条第1項に基づき、主務大臣は、「指定製品の生産量又は輸入量が主務省令で定める要件」を定め、当該要件に適合する指定製品の製造業者等に対して、使用フロン類の環境影響度に関する勧告及び命令をすることができることとなっています。

ここで、「指定製品」については、「製品区分（対象から除外する製品群を含む）」、「環境影響度の目標値及び目標年度」、「指定製品の製造業者等が取り組むべき事項」及び「指定製品の環境影響度に係る表示事項」を、これまでの審議会^{※1}において整理してきています。

これまでの記載内容及び審議会での審議内容を整理すると、下の（表1）のとおりとなります。

（表1）指定製品の区分と対象の関係

指定製品の区分	対象
指定製品（目標値・目標年度設定有り）	家庭用エアコンディショナー【Aとする】
	店舗・事務所用エアコンディショナー【Bとする】
	自動車用エアコンディショナー【Cとする】
	冷蔵機器及び冷凍機器【Dとする】
	硬質ポリウレタンフォーム用原液
	専ら噴射剤のみを充填した噴霧器
指定製品（目標値・目標年度設定無し） ^{※2}	上記B以外の業務用エアコンディショナー
	上記C以外の自動車用エアコンディショナー
	上記D以外の冷蔵機器及び冷凍機器

※2 「改正フロン法における指定製品の対象と指定製品製造業者等の判断の基準について 中間とりまとめ」（以下のURL）P.10からP.16に記載されている製品を指します。

http://www.meti.go.jp/committee/sankoushin/seizou/kagaku/freon_wg/pdf/004_02_04_02.pdf

表1のA～Dの範囲については、主務省令（後述の4. ①）にて定められることとなります。

また、表 1 の A～D、「硬質ポリウレタンフォーム用原液」及び「専ら噴射剤のみを充填した噴霧器」については、勧告及び命令に関する生産量又は輸入量の要件が主務省令（後述の 4. ①）で定められることとなります。

加えて、「環境影響度の目標値及び目標年度」、「取り組むべき事項」及び「表示事項」について、「判断の基準となるべき事項」（後述の 4. ②（ア）～（エ））で定められることとなります。

一方、表 1 の「指定製品（目標値・目標年度設定無し）」については、「取り組むべき事項」が、「判断の基準となるべき事項」（後述の 4. ②（ア）～（エ））で定められることとなります。

以上をまとめると、（表 2）のとおりとなります。

（表 2）指定製品の区分と対象の関係

指定製品の区分	対象	今後公布される規定で定められる内容
指定製品（目標値・目標年度設定有り）	家庭用エアコンディショナー【Aとする】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 勧告及び命令に関する生産量又は輸入量の要件 ・ 環境影響度の目標値及び目標年度 ・ 取り組むべき事項 ・ 表示事項
	店舗・事務所用エアコンディショナー【Bとする】	
	自動車用エアコンディショナー【Cとする】	
	冷蔵機器及び冷凍機器【Dとする】	
	硬質ポリウレタンフォーム用原液	
	専ら噴射剤のみを充填した噴霧器	
指定製品（目標値・目標年度設定無し） ※2	上記 B 以外の業務用エアコンディショナー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取り組むべき事項
	上記 C 以外の自動車用エアコンディショナー	
	上記 D 以外の冷蔵機器及び冷凍機器	

（注）

4. ① → 経済産業省関係フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則（本ガイドライン 6.（2）③参照）

4. ② → 指定製品の製造業者等の判断の基準となるべき事項を定める件

（ア）エアコンディショナーの製造業者等の判断の基準となるべき事項を定める件

（本ガイドライン 6.（1）参照）

（イ）冷蔵機器及び冷凍機器の製造業者等の判断の基準となるべき事項を定める件

（ウ）硬質ポリウレタンフォーム用原液の製造業者等の判断の基準となるべき事項を定める件

(エ) 専ら噴射剤のみを充填した噴霧器の製造業者等の判断の基準となるべき事項
(それぞれ別途定める)